

報道資料

提供日 平成28年7月1日
タイトル はり師・きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の不正請求について
担当 静岡県後期高齢者医療広域連合事務局 医療給付室
連絡先 〒420-0851 静岡市葵区黒金町59番地の7 ニッセイ静岡駅前ビル3階
静岡県後期高齢者医療広域連合事務局
電話 054(270)5530 E-mail jimukyoku@shizuoka-ki.jp

はり師・きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の不正請求について

静岡県内において、はり・きゅう及びあん摩・マッサージ業務を営む者が、不正に療養費を受給していたことが判明した。

1 不正請求の概要

(1) 不正内容

ア 施術者名の虚偽記載

実際に施術した者と異なる施術者を派遣したのとして申請書に記載し、往療料を水増ししていた。また、実際に施術した者の中には、無資格者による施術も一部含まれていた。

イ 施術回数の水増し

施術回数を実際の回数よりも多く申請書に記載し、保険請求していた。

(2) 不正受給額

66,781,540円（平成23年7月から平成27年8月分まで、被保険者550名・延べ11,939件）

(3) 不正請求を行った者

静岡市清水区興津清見寺町 山本 浩之

※興津ハリキュウセンター（静岡市清水区興津中町275-3）の経営者

2 広域連合としての対応について

同施術所の経営者に対し、平成28年7月1日から5年間代理受領の取扱いを中止するとともに、同日付けで不正受給額66,781,540円を返還請求した。また、静岡県警に対して刑事告訴することを検討している。

3 広域連合長のコメント

不正請求があったことは誠に遺憾であります。

今回のような不正請求事案に対しては、不正受給額の返還を求めるとともに、代理受領の取扱いを中止するなど厳正に対処してまいります。

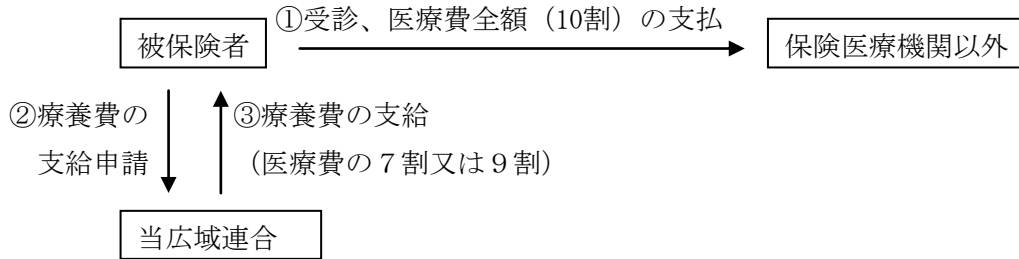
また、今後、はり・きゅう及びあん摩・マッサージに係る療養費の支給については、チェック体制を強化し、不正請求の把握と防止に努めてまいります。

【参考】

1 療養費について

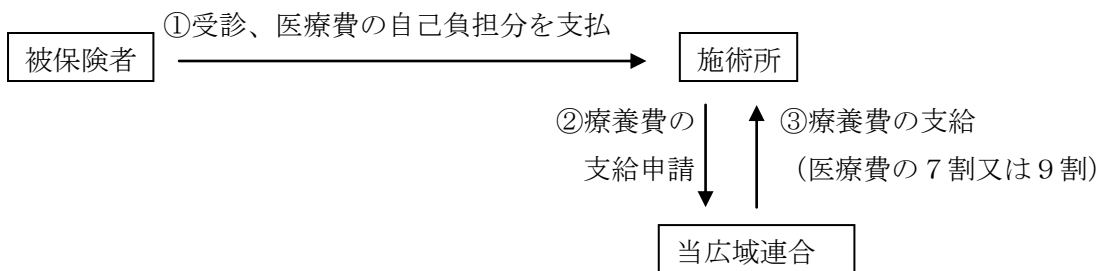
療養費とは、被保険者が保険医療機関以外の医療機関等を受診した際に支払う医療費全額のうち、保険給付分（医療費の7割又は9割）を被保険者からの申請によって償還払いする方法である。

結果として、被保険者は自己負担分（1割又は3割）のみを負担することになる。



2 代理受領について

当広域連合では、被保険者の負担軽減のため、被保険者本人が柔道整復、はり・きゅう及びあん摩・マッサージ施術に係る療養費の受取を施術者に委任する代理受領による委任払いの取扱いを認め、被保険者が自己負担分のみでこれらの施術所を受診できるようにしている。



3 往療料について

往療料は、被保険者が歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等により通所して治療を受けることが困難な場合であって、被保険者の求めに応じて被保険者自宅に赴き施術を行った場合に、施術所所在地又は届け出た住所地から被保険者自宅までの直線距離で往療料を算定し、当広域連合に請求できる。